

令和3年(2021年)8月20日

保護者の皆様へ

小田原市子ども青少年部保育課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る保育料の還付について(お知らせ)

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る国の緊急事態宣言を受け、神奈川県では宣言の間、不要不急の外出の自粛を要請しています。

保育所については、国の「原則開所」の方針に基づき、感染防止対策を講じながら開所を続けておりますが、感染者数は、依然として増加傾向が続いています。

市といたしましては、感染拡大を防ぐため、保護者の皆様が新型コロナウイルス感染拡大防止のために休園された場合、保育料を日割り計算にて還付することといたしましたので、お知らせします。

なお、本通知は登園自粛をお願いするものではなく、保育所はこれまでどおりに利用できますので、ご承知おきください。

対象期間	令和3年8月23日から9月12日まで ただし、緊急事態宣言が延長になった場合、合わせて延長します。
還付対象	<ul style="list-style-type: none">・感染拡大防止のために保育所を休む場合。・陽性者、濃厚接触者となり、保育所を休む場合。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>※ 後日、市から保育施設に上記の理由で登園しなかった日を確認しますので、感染拡大防止及び感染や濃厚接触のために登園しない旨を保育施設に伝えてください。なお、元から登園しない日は対象外となります。</p></div>
還付方法	<ul style="list-style-type: none">・翌月以降の保育料から対象額を減じます。・小規模保育事業及び認定こども園につきましては、還付方法を施設に確認してください。
その他	<ul style="list-style-type: none">・給食費の返還につきましては、各保育所にご確認くださいようお願いいたします。

担当 保育課 保育係

Tel0465-33-1866 Fax0465-33-1456